

## 2 介護保険制度の運営について

## 2 介護保険制度の運営について

### (1) 平成14年度介護保険特別会計の予算編成に当たっての留意点等について

#### ア 介護保険料の収納状況について

平成13年10月より第1号被保険者の保険料の本来額徴収が始まったが、収納率は半額であったときの調査結果と比べても高水準を維持している。これまで、各自治体において、各種広報活動や収納努力に御尽力いただいていたが、その成果が着実に現れているものと考えている。

(参考) 平成13年10月調定分収納率(加重平均): 定点市町村における調査結果

98.9%(普通徴収のみで89.0%)

※ 各市町村の収納率の数値を単純平均した数値と比較すると、平成13年10月調定分は99.1%(普通徴収のみ91.1%)であり、平成12年10月調定分の98.9%(普通徴収のみで91.2%)とほぼ同じ水準となっている。

なお、国民健康保険の保険料(税)の収納率についても、平成12年度全国平均(市町村国保)で91.4%であり、介護保険料が加わる前の平成11年度の全国平均の91.4%から変化は見られない。

このように保険料の収納は順調に行われていると認識しているが、今後とも、介護保険制度の趣旨、内容等の周知にご配慮いただきたい。なお、本年1月からの支給限度額一本化等を踏まえ、パンフレットを改定したので、適宜参考にしていただきたい。

#### イ 介護保険制度の趣旨に即した制度運営の徹底について

低所得者である第1号被保険者の保険料を単独で減免する市町村が一部に見られる(平成13年10月1日現在で単独減免を実施している市町村数は別添の309。このうち、下記の3原則を遵守しているものが191)が、これまでも申し上げてきた

とおり、介護保険制度は、介護を国民皆で支え合おうとするものであり、保険料を支払った者に対して必要な給付を行うものであることから、

- ① 保険料の全額免除
- ② 収入のみに着目した一律の減免
- ③ 保険料減免分に対する一般財源の繰入

については適当ではないと考えており、引き続き市町村に対するご指導をお願いする。

(参考)

調査時点	単独減免を行っている市町村	3原則を遵守している市町村
平成13年 4月1日	139	43
平成13年10月1日	309 [170 (100%)]	191 [148 (87%)]

[ ] 内は前回調査時点からの増加数

また、利用者負担について、一部の自治体において、国の「社会福祉法人の利用者負担軽減」と同様の仕組みを民間企業や医療法人等にも広げるとともに、対象サービスの範囲を拡大する例が見られる。

しかしながら、介護保険は、現にかかった費用の9割が保険給付される仕組みであり、サービスに要する費用が介護報酬額よりも安く済んだ場合には、その安く済んだ額の9割が給付されることとなる。これに対応し、運営基準においても、事業者が1割の負担を受領すべきことが規定されている。

したがって、事業者が利用者負担である1割分についてだけ割引を行い、9割分はそのまま介護報酬を受領することになる上記の減免措置は、介護保険の仕組みそのものや運営基準に反するおそれがあるものであり、適当ではないと考えている。

なお、利用者負担の軽減措置については、多くの市町村では、市町村が利用者に対し、利用者負担そのものに着目して直接補填する方法によって行っており、このように、市町村が利用者に対し直接補填する方法による場合には、制度の趣旨を損なうものでない限り、地域の実情に応じた取組であると考えている。

(参考) 平成13年10月1日現在市町村単独の利用者負担軽減措置を行っている市町村は

722 (全国3,247市町村の22.2%)。

## ウ その他の平成14年度介護保険特別会計の予算編成に当たっての留意点について

平成14年度は第1期事業運営期間（平成12～14年度）の最終年度であることから、平成14年度介護保険特別会計の予算編成に当たっては、次期事業運営期間（平成15～17年度）において介護保険事業計画の見直し及び介護保険料の改定が行われることを見据えた対応が必要になる。このため、平成12年度及び平成13年度の予算編成の考え方を基本としつつ、以下の点にご留意いただきたい。

### ① 第1期事業運営期間における介護給付費が見込みを上回る場合の考え方

介護保険制度においては、介護給付費が見込みを上回るなどにより、会計上の不足が生じる場合においても、定められた負担割合を超えて一般財源から繰り入れることのないように、会計上の不足額を財政安定化基金の貸付金及び交付金で賄う仕組みとなっている。

財政安定化基金貸付金に代えて、不足額を一般財源からの繰入金で賄うことは、高齢者の助け合いの仕組みとして保険料で賄う必要がある分を他に転嫁することとなるほか、給付と負担の関係を不明確にし、保険料収納不足分に係る一般財源からの繰入れを恒常化してしまうおそれがあることから適当でない。

また、こうした市町村においては、給付費が予想を上回ることとなった要因を分析し、その要因に応じて次期事業運営期間の介護保険事業計画の策定に反映させる方策を検討することが重要である。

### ② 第1期事業運営期間における介護給付費が見込みを下回る場合の考え方

一方、第1期事業運営期間について事業運営期間中の給付費が見込みを下回ることが見込まれる市町村においては、その要因を分析し、介護サービスの利用が低調な場合には利用の促進を図るなど、分析結果を今後の事業運営に反映させることが考えられる。

なお、第1期事業運営期間における黒字分は介護給付費準備基金に積み立てられ、

次期事業運営期間において取り崩すことが基本になるが、その黒字分を次期事業運営期間において必ずしもすべて取り崩さず、その一部を次期事業運営期間においても引き続き介護給付費準備基金に積み立てる取扱いとすることは差し支えないものである。ただし、その場合であっても、事業運営期間ごとに事業計画で見込んだ給付に応じ、保険料を負担していただくという制度の基本的な考え方を踏まえ、次期事業運営期間も引き続き基金に積み立てておく黒字分をどの程度にするかについては適切に判断することが必要である。

### ③ 次期事業運営期間における第1号被保険者の保険料の改定について

次期事業運営期間における第1号被保険者の保険料の推計のワークシートについては、介護保険事業計画におけるサービス量の見込み等の算定手順（ワークシート）とともに2月中に配布する予定であるが、このワークシートを使用しない市町村（保険者）を含め、第1期事業運営期間の間と同様、本年6月を目途に介護保険費用推計に必要な事項や推計保険料について中間値の調査をお願いする予定であるので、ご協力方よろしくお願ひしたい（調査項目案については、「4 第2期介護保険事業（支援）計画の策定及び老人保健福祉計画の見直しについて」参照）。

また、第1号被保険者の保険料の算定基準等については、現在、「第1号被保険者の保険料の算定基準等について」（平成12年1月26日付け事務連絡）をお示ししているところであるが、次期事業運営期間における算定基準等については、以下の内容について、厚生労働省において必要に応じて見直し、追ってお示しする予定である。なお、当該基準の変更内容については、可能なものに関し、平成14年度第1四半期のできる限り早い時期にお示しする方向で検討中である。

- ・第2号被保険者負担率（※）
- ・財政安定化基金拠出率
- ・保険料の下限収納率の設定
- ・第1号被保険者の保険料の第4段階と第5段階を区分する基準所得金額
- ・後期高齢者補正係数、所得補正係数

※ 第2号被保険者負担率については、第1号被保険者及び第2号被保険者の数の見込みを基に3年ごとに設定することとされており、各被保険者数の実績値及び将来推計人口（平成14年1月）を勘案すると平成15年度から平成17年度までの第2号被保険者負担率は32%と見込まれることから、2月中目途で配布する予定の第1号被保険者の保険料の推計のワークシートではこの数字を仮置値として用いている。

④ 介護報酬の見直しに伴う市町村の事務処理システムの改修について

平成15年度に予定している介護報酬の見直しに伴い、平成14年度において市町村の事務処理システムの改修も想定されることから、国としても改修経費の一部補助を行うべく必要な予算の確保を図ったところであり、市町村（保険者）においても介護報酬の見直しの状況（本年7月頃には骨格を設定）を踏まえ、システム改修を行っていただくこととなるので、よろしくご指導願いたい。

また、国民健康保険団体連合会の審査支払システムの改修経費については、本来、審査・支払に必要な諸経費として審査支払手数料でまかなうこととされているが、制度の立ち上がり直後であること等から、今回の介護報酬見直しに限り国としても予算の確保を図ったところである。

したがって、次回以降の介護報酬見直しに伴うシステム改修等に要する経費については、国からの補助は行わない方針であり、国民健康保険団体連合会に対し、手数料の積立を行うなど必要な措置を講じるようご指導願いたい。

⑤ その他

介護保険円滑導入基金については、いわゆる特別枠の交付を受けた市町村を含め、平成14年度末までに廃止することとなることから、関連の手続等に遺漏のないよう市町村に対する指導助言をお願いしたい。

(参考)

## 本来額開始後の介護保険料の収納率について (定西市町村における調査結果)

	平成13年10月調定分		平成12年10月調定分		平成12年度	
	収納率計	普通徴収のみ	収納率計	普通徴収のみ	収納率計	普通徴収のみ
加重平均	98.9%	89.0%			98.6%	92.8%
単純平均	99.1%	91.1%	98.9%	91.2%	99.1%	94.6%

注. 1 加重平均・・・回答市町村の収納額を合計し、当該市町村の調定額の合計で除したものの。

2 単純平均・・・回答市町村の収納率を合計し、当該市町村数で除したものの。

3 収納率計は、特別徴収と普通徴収の合計

4 平成13年10月調定分、平成12年10月調定分は、それぞれ各年10月調定分についての同年12月末の  
収納状況。

5 回答市町村数（定西市町村112のうち「平成13年10月調定分」：88 「平成12年10月調定分」：76  
「平成12年度」：107）

## ◎低所得者に対する介護保険料の単独減免を実施している市町村一覧

(平成13年10月1日現在)

	都道府県名	市町村名	個別	減額	保険料
1	北海道	函館市	○	○	○
2	北海道	小樽市	○	○	×
3	北海道	旭川市	○	○	○
4	北海道	室蘭市	○	○	○
5	北海道	釧路市	○	×	○
6	北海道	帯広市	○	○	○
7	北海道	夕張市	○	×	×
8	北海道	留萌市	○	×	○
9	北海道	苫小牧市	○	○	○
10	北海道	稚内市	○	×	×
11	北海道	美唄市	○	×	○
12	北海道	芦別市	○	×	○
13	北海道	赤平市	○	×	○
14	北海道	紋別市	○	○	○
15	北海道	士別市	○	○	×
16	北海道	三笠市	○	×	○
17	北海道	根室市	○	×	○
18	北海道	千歳市	○	×	×
19	北海道	滝川市	○	○	○
20	北海道	深川市	○	×	○
21	北海道	富良野市	○	×	○
22	北海道	伊達市	○	○	×
23	北海道	北広島市	○	○	○
24	北海道	石狩市	○	×	×
25	北海道	新篠津村	○	○	○
26	北海道	浜益村	○	○	×
27	北海道	松前町	○	○	○
28	北海道	上磯町	○	○	○
29	北海道	大野町	○	○	○
30	北海道	七飯町	○	○	○
31	北海道	戸井町	○	×	○
32	北海道	恵山町	○	×	○
33	北海道	森町	○	○	○
34	北海道	八雲町	○	○	○
35	北海道	黒松内町	○	○	×
36	北海道	蘭越町	○	○	×
37	北海道	岩内町	○	○	○
38	北海道	泊村	○	○	×
39	北海道	長沼町	○	○	○
40	北海道	沼田町	○	×	×
41	北海道	剣淵町	○	○	○
42	北海道	朝日町	○	×	×
43	北海道	羽幌町	○	○	×
44	北海道	中頓別町	○	×	×
45	北海道	佐呂間町	○	×	○
46	北海道	遠軽町	○	○	×
47	北海道	雄武町	○	×	○
48	北海道	豊浦町	○	○	×
49	北海道	門別町	○	×	×
50	北海道	中札内村	○	○	○

	都道府県名	市町村名	個別	減額	保険料
51	北海道	忠類村	○	○	×
52	北海道	足寄町	○	○	○
53	北海道	釧路町	○	×	○
54	北海道	厚岸町	○	○	○
55	北海道	白糠町	○	○	○
56	北海道	標津町	○	○	×
57	北海道	歌志内市	○	○	×
58	北海道	奈井江町	○	○	×
59	北海道	上砂川町	○	○	×
60	北海道	浦臼町	○	○	×
61	北海道	新十津川町	○	○	×
62	北海道	雨竜町	○	○	×
63	岩手県	盛岡市	○	○	○
64	岩手県	滝沢村	○	○	○
65	岩手県	矢巾町	○	○	○
66	岩手県	山田町	×	×	×
67	岩手県	岩泉町	×	×	×
68	宮城県	仙台市	○	○	○
69	宮城県	涌谷町	○	×	×
70	宮城県	中田町	○	○	×
71	山形県	鶴岡市	○	○	○
72	福島県	郡山市	○	○	○
73	茨城県	古河市	×	×	×
74	茨城県	水海道市	×	×	×
75	茨城県	取手市	○	○	○
76	茨城県	岩井市	×	×	×
77	茨城県	牛久市	×	○	×
78	茨城県	つくば市	○	○	○
79	茨城県	神栖町	○	○	○
80	茨城県	莩崎町	○	○	○
81	栃木県	栃木市	○	○	○
82	栃木県	小山市	○	×	×
83	栃木県	黒磯市	○	○	○
84	栃木県	足尾町	×	○	×
85	群馬県	高崎市	○	○	○
86	群馬県	桐生市	○	○	○
87	群馬県	太田市	○	×	○
88	埼玉県	加須市	○	×	○
89	埼玉県	春日部市	○	○	○
90	埼玉県	狭山市	○	○	○
91	埼玉県	上尾市	○	×	○
92	埼玉県	富士見市	○	○	○
93	埼玉県	幸手市	○	○	○
94	埼玉県	吉川市	○	○	○
95	埼玉県	三芳町	○	○	○
96	埼玉県	鳩山町	○	○	○
97	埼玉県	宮代町	○	○	○
98	千葉県	千葉市	○	○	○
99	千葉県	銚子市	○	○	○
100	千葉県	市川市	○	×	○

※「個別」…個別申請によって収入資産等の状況を総合的に把握し、個別に判定を行う場合 → ○

「減額」…減額のみで、免除又は免除と減額を行う場合は含まない場合 → ○

「保険料」…減免の財源を一般財源ではなく、第1号保険料としている場合 → ○



101	千葉県	船橋市	○	○	○
102	千葉県	松戸市	○	○	×
103	千葉県	茂原市	○	×	○
104	千葉県	成田市	○	×	○
105	千葉県	八日市場市	○	×	○
106	千葉県	旭市	○	×	○
107	千葉県	習志野市	○	×	○
108	千葉県	柏市	○	○	○
109	千葉県	勝浦市	○	×	○
110	千葉県	市原市	○	○	○
111	千葉県	八千代市	○	×	×
112	千葉県	我孫子市	○	×	○
113	千葉県	富津市	○	○	○
114	千葉県	浦安市	○	×	○
115	千葉県	大網白里町	○	○	×
116	千葉県	山武町	○	○	○
117	千葉県	岬町	×	×	×
118	東京都	千代田区	○	○	○
119	東京都	中央区	○	○	○
120	東京都	台東区	○	○	○
121	東京都	品川区	○	○	○
122	東京都	目黒区	○	○	○
123	東京都	世田谷区	○	○	○
124	東京都	渋谷区	×	○	×
125	東京都	北区	○	○	○
126	東京都	府中市	○	○	○
127	東京都	町田市	○	○	○
128	東京都	小金井市	○	×	○
129	東京都	東村山市	×	○	×
130	東京都	国分寺市	○	×	○
131	東京都	狛江市	×	×	×
132	東京都	東大和市	×	×	×
133	東京都	清瀬市	○	○	○
134	東京都	東久留米市	○	○	×
135	神奈川県	川崎市	○	○	○
136	神奈川県	横須賀市	○	○	○
137	神奈川県	平塚市	○	○	○
138	神奈川県	鎌倉市	○	×	○
139	神奈川県	藤沢市	○	○	×
140	神奈川県	茅ヶ崎市	○	○	○
141	神奈川県	相模原市	○	○	○
142	神奈川県	三浦市	○	×	○
143	神奈川県	秦野市	○	○	×
144	神奈川県	座間市	○	○	×
145	神奈川県	二宮町	○	○	○
146	新潟県	三条市	○	○	○
147	新潟県	柏崎市	○	○	○
148	新潟県	村上市	○	×	○
149	新潟県	栃尾市	○	○	○
150	新潟県	糸魚川市	○	×	×

151	新潟県	五泉市	○	○	○
152	新潟県	上越市	○	○	○
153	新潟県	中条町	○	○	○
154	新潟県	田上町	○	○	○
155	新潟県	真野町	○	○	○
156	石川県	金沢市	○	○	○
157	石川県	美川町	○	○	○
158	石川県	七塚町	○	○	○
159	山梨県	都留市	○	×	○
160	山梨県	韭崎市	○	○	○
161	山梨県	昭和町	○	○	○
162	長野県	長野市	○	○	○
163	長野県	上田市	○	○	○
164	長野県	飯田市	○	○	○
165	長野県	牟礼村	○	○	○
166	岐阜県	岐阜市	○	○	○
167	岐阜県	高山市	○	×	×
168	岐阜県	関市	○	○	×
169	岐阜県	美濃加茂市	×	×	×
170	岐阜県	笠松町	○	×	×
171	岐阜県	七宗町	○	×	×
172	岐阜県	白川町	○	×	○
173	岐阜県	蛭川村	○	×	○
174	静岡県	浜松市	○	○	○
175	静岡県	沼津市	○	○	○
176	静岡県	伊東市	○	○	○
177	静岡県	富士市	○	○	○
178	静岡県	磐田市	○	○	○
179	静岡県	焼津市	○	○	○
180	静岡県	掛川市	○	○	○
181	静岡県	藤枝市	○	×	○
182	静岡県	御殿場市	○	○	○
183	静岡県	袋井市	○	○	○
184	静岡県	天竜市	○	○	○
185	静岡県	浜北市	○	○	○
186	静岡県	裾野市	○	○	○
187	静岡県	湖西市	○	○	○
188	静岡県	菲山町	○	○	○
189	静岡県	長泉町	○	○	○
190	静岡県	御前崎町	○	○	○
191	静岡県	吉田町	○	○	○
192	静岡県	森町	○	○	○
193	静岡県	春野町	○	○	○
194	静岡県	浅羽町	○	○	○
195	静岡県	福田町	○	○	○
196	静岡県	竜洋町	○	○	○
197	静岡県	豊田町	○	○	○
198	静岡県	豊岡村	○	○	○
199	静岡県	佐久間町	○	○	○
200	静岡県	新居町	○	○	○

201	静岡県	細江町	○	○	○
202	静岡県	三ヶ日町	○	×	×
203	愛知県	半田市	×	×	×
204	愛知県	津島市	○	○	○
205	愛知県	碧南市	×	×	×
206	愛知県	豊田市	×	×	○
207	愛知県	小牧市	○	○	○
208	愛知県	稲沢市	○	○	○
209	愛知県	知立市	×	×	×
210	愛知県	岩倉市	×	×	×
211	愛知県	扶桑町	○	×	○
212	愛知県	祖父江町	○	○	○
213	愛知県	平和町	○	○	○
214	愛知県	武豊町	○	○	○
215	三重県	四日市市	○	×	○
216	三重県	松阪市	○	○	○
217	三重県	桑名市	○	○	×
218	三重県	鈴鹿市	○	○	○
219	三重県	亀山市	○	○	○
220	三重県	菟野町	○	×	○
221	三重県	川越町	○	○	○
222	三重県	関町	○	○	○
223	滋賀県	近江八幡市	○	×	○
224	滋賀県	水口町	○	×	×
225	滋賀県	能登川町	○	○	○
226	滋賀県	湖北町	○	×	×
227	滋賀県	びわ町	○	×	×
228	京都府	京都市	○	○	○
229	京都府	舞鶴市	○	○	○
230	京都府	亀岡市	○	○	○
231	京都府	八幡市	×	×	×
232	京都府	京田辺市	○	○	○
233	京都府	木津町	×	×	×
234	京都府	笠置町	×	×	×
235	大阪府	大阪市	○	○	○
236	大阪府	堺市	○	○	○
237	大阪府	豊中市	○	○	○
238	大阪府	池田市	○	○	○
239	大阪府	八尾市	○	○	×
240	大阪府	泉佐野市	○	○	○
241	大阪府	富田林市	○	○	○
242	大阪府	河内長野市	○	○	○
243	大阪府	松原市	○	○	○
244	大阪府	柏原市	○	○	○
245	大阪府	羽曳野市	○	○	○
246	大阪府	泉南市	○	○	○
247	大阪府	大阪狭山市	○	○	○
248	大阪府	太子町	○	○	○
249	大阪府	河南町	○	○	○
250	大阪府	千早赤阪村	○	○	○
251	大阪府	美原町	○	○	○
252	兵庫県	神戸市	○	○	○
253	兵庫県	西宮市	○	○	○
254	兵庫県	芦屋市	○	○	○
255	兵庫県	伊丹市	○	×	○

256	兵庫県	豊岡市	○	○	○
257	兵庫県	宝塚市	○	○	○
258	兵庫県	川西市	○	○	○
259	兵庫県	三田市	○	○	○
260	兵庫県	加美町	○	○	○
261	兵庫県	市川町	○	○	○
262	兵庫県	福崎町	○	○	○
263	兵庫県	竹野町	○	×	○
264	兵庫県	出石町	○	○	○
265	奈良県	平群町	○	○	○
266	和歌山県	和歌山市	○	○	○
267	和歌山県	海南市	○	○	○
268	和歌山県	下津町	○	○	○
269	和歌山県	かつらぎ町	○	○	○
270	和歌山県	湯浅町	○	×	○
271	和歌山県	南部町	○	○	○
272	鳥取県	鳥取市	○	○	○
273	鳥取県	青谷町	○	○	○
274	鳥取県	泊村	○	○	×
275	島根県	六日市町	×	×	×
276	岡山県	岡山市	○	○	○
277	岡山県	倉敷市	○	○	○
278	岡山県	玉野市	○	○	○
279	岡山県	井原市	○	○	○
280	岡山県	高梁市	○	○	○
281	岡山県	矢掛町	○	×	×
282	広島県	広島市	○	○	○
283	広島県	福山市	○	○	○
284	広島県	東広島市	○	○	○
285	広島県	府中町	○	○	○
286	広島県	君田村	○	×	○
287	山口県	宇部市	○	○	○
288	山口県	萩市	○	○	○
289	山口県	由宇町	○	○	○
290	山口県	須佐町	○	○	○
291	香川県	香南町	×	×	×
292	福岡県	大牟田市	○	○	○
293	福岡県	久留米市	○	○	○
294	福岡県	飯塚市	○	○	○
295	福岡県	行橋市	○	○	○
296	福岡県	苅田町	○	○	○
297	長崎県	長崎市	○	○	○
298	長崎県	三和町	○	○	○
299	長崎県	佐々町	○	○	○
300	熊本県	水俣市	×	○	×
301	熊本県	西合志町	○	○	○
302	熊本県	小国町	○	○	○
303	大分県	大分市	○	○	○
304	大分県	三重町	○	○	○
305	大分県	耶馬溪町	○	○	×
306	大分県	安心院町	○	○	○
307	宮崎県	小林市	○	○	○
308	宮崎県	野尻町	○	○	○
309	沖縄県	那覇市	○	×	×

## (2) 介護保険に係る広域化の推進について

### ア 広域化の支援について

介護保険事業の安定的な運営を図るとともに、事務の効率的な処理を行うためには、事務の広域化を図ることは重要であり、現在63地域、457保険者（平成13年11月現在）で財政運営も含めた広域化が図られている。

介護保険の広域化については、次期事業運営期間の開始年度である、平成15年4月を機に財政運営も含めた広域化を検討している地域があり、そのためには各市町村間の調整等が課題となることから、各都道府県においては、広域化を予定している関係市町村に対し特段のご支援をお願いしたい。

### イ 介護保険広域化支援事業について

広域化への支援策の一環として、平成14年度予算（案）において、広域化の支援のための予算を計上し、別紙実施要綱（案）の事業に対し補助を行うこととしているので管内市町村に周知願いたい。

また、本事業は「市町村合併支援プラン」にも位置づけられており、市町村合併の場合も補助対象となるので了知されたい。

### ウ 介護保険広域化支援事業の適正化について

平成13年に実施された会計検査院の实地検査の結果、平成11年度実施の当該事業について、一部の地域において補助の対象とならない経費を事業実績に含んでいたため、国庫補助金が過大に交付されていたとの指摘を受けたところである。

今後は、このような事態が生じないように、平成14年度当該事業の実施を検討している市町村等に対し周知願いたい。

### (3) 特別徴収の運用について

#### ア 年金保険者への正確な通知の徹底について

介護保険制度において、保険料を円滑に徴収することは制度の根幹であり、特に保険料徴収の大多数を占める特別徴収に対する信頼を確保する上でもその適正な運用が何よりも重要である。

このため、特別徴収の徴収額については、法令に厳格な規定が置かれているところであり、これらの規定に即した適切な運用が求められるものである。

また、介護保険料の特別徴収を円滑に実施するためには、市町村から年金保険者に対し正確な通知が行われる必要がある。

しかし、本年度の年金保険者に対する特別徴収依頼の通知に一部誤りがあったため、年金保険者において、特例的な処理を行わざるを得ない事例が見られた。

具体的には以下のa)～e)のとおりであるが、いずれの事例も、年金保険者への通知前に市町村において送付データの確認を適切に行うことにより回避できるものと考えられ、例えば、電算システムの運用を外部に委託している市町村においては、データ送付前に各市町村において抽出検査を行うなどの対応も考えられる。

平成14年度の介護特別徴収依頼の通知に当たっては、以下の事例も参照の上、年金保険者への通知が正確に行われるよう、適切な事務処理の実施について改めて管内市町村に対し周知徹底をお願いしたい。

#### a) データ構成エラー

特別徴収義務者ごとに1つにまとめて通知を作成すべきところ、複数に分割して磁気媒体に収録されていた。

#### b) 日付設定の不備

① 作成年月日をすべて0で設定

当該市町村の大部分のデータの「作成年月日」に日付ではなく0が設定されていた。

② 各種年月日をすべて0で作成

当該市町村の一部のデータの「各種年月日」に日付ではなく0が設定されていた。

③ 各種年月日と作成年月日の相関エラー

「各種年月日」は「作成年月日」より前の日付を設定することとしているが（情報交換要領及び介護保険最新情報VOL112号参照）、「各種年月日」が「作成年月日」以後の日付で設定されていた。

c) 通知作成誤り（区分設定の誤り）

一部の市町村から、すべての者が「特別徴収非対象者」（各種区分：03）として通知されていた。

※ 非対象と通知された場合には、特別徴収ができなくなる点に留意すべきである。

d) 支払回数割保険料額の設定

介護保険法及び介護保険法施行規則の規定による算定方法と異なる金額設定を行っている。

- ① 12月以降の徴収額に100円未満の端数がある。
- ② 10月の徴収額が12月の徴収額より少ない。
- ③ 10月の徴収額が12月の徴収額より300円以上多い。

e) その他

- ① 平成12年度データをそのまま使用（特別対策による半額のままの保険料額を通知）
- ② 平成13年10月から特別徴収となる新規対象者記載漏れ

③ 所得段階が変更になり段階が下がった者について、変更前の所得段階で保険料額を算定し、本来額より高い額を通知。

※ ②、③については、今後も生じる可能性のあるものであり、記入漏れや高い額で通知された場合には、特別徴収ができなくなる又は還付が必要となる点に留意すべきである。

#### イ 特別徴収された保険料の過誤納の取扱い（相続人への還付）について

第1号被保険者の死亡により生じた特別徴収された保険料の返納については、年金保険者に対する返納分は、年金保険者において、遺族等からの届出を基に過誤納保険料の返納額を確定し、市町村に返納金納入告知書を送付している。

社会保険庁においては、当該返納金納入告知書を送付する際には、被保険者ごとの返納金額の内訳を記載した「介護保険料返納金内訳書（個人別一覧表）」を添付しているところであるが、現在、当該内訳書においては、社会保険庁に死亡届の提出があった者で、返納が確定した者のみ記載されているため、社会保険庁に対する返納額がなく全額を相続人に還付するのか、死亡届が社会保険庁に提出されていないなどのために返納処理が行われていないのかの判断が市町村において困難であり、還付事務を執ることができないとの指摘があったところである。

こうしたご指摘を踏まえ、市町村における過誤納保険料の還付事務（相続人への還付）の円滑な実施に配慮するため、今般、社会保険庁において以下の対応を講じることとしたのでお知らせする。各市町村におかれては、引き続き、過誤納保険料の返納事務の円滑な実施にご配慮いただくとともに、遺族等が「年金受給者死亡届」を速やかに社会保険庁に提出するよう御配慮をお願いする。

なお、出力処理変更に伴う事務処理の詳細については、「市町村における保険料納入及び過誤納保険料の取扱いに係る事務処理要領」を改正し、追って社会保険庁より通知される予定である。

- 過誤納介護保険料の返納告知事務に係る「介護保険料返納金内訳書（個人別一覧表）」の出力処理の変更内容

※ 現行仕様では、下記の過誤納保険料の還付先の〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕を返納告知分として出力対象としていた。（（参考1）介護保険料返納金内訳書（個人別一覧表の出力例（現行）））

- a) 「介護保険料返納金内訳書（個人別一覧表）」において、これまでも記載されてきた返納告知分に加え、返納不要分についても別出力する仕様に変更する。
- ① 社会保険庁に対する返納金が0円の者について、返納金額を0円で出力し、市町村に回付する。
- ・〔Ⅰ〕のみの場合について、その者を出力対象とし、返納金を0円で出力する。
  - ・返納告知分に続けて別出力する。（市町村毎）
- ② 社会保険庁に対し、返納金が0円の特別徴収期が存在する者について、返納金額を0円で出力し市町村に回付する。
- ・〔Ⅰ〕 + 〔Ⅲ〕の場合に、返納金が0円の特別徴収期についても出力対象とし、返納金額を0円で出力する。
  - ・返納告知分に続けて別出力する。（市町村毎）

（実施予定時期）平成14年6月

- b) 平成14年5月以前分の該当者についても、同様に返納金額を0円で一括出力し、市町村に回付する。

（実施予定時期）平成14年8月 （8月分返納告知と同時送付）

(参考) 過誤納保険料の還付先

1	死亡日前に支払われた年金から特別徴収された過誤納保険料	特別徴収対象被保険者の相続人に還付
2	死亡日の翌日以降、死亡日の属する月の翌月までの間に支払われた年金から特別徴収された過誤納保険料	[Ⅰ] 死亡した特別徴収対象被保険者に未支給年金請求者がいる場合 → 相続人に還付
		[Ⅱ] 死亡した特別徴収対象被保険者に未支給年金請求者がいない場合 → 年金保険者に還付
3	死亡日の属する月の翌々月以降に支払われた年金から特別徴収された過誤納保険料	[Ⅲ] 年金保険者に還付









#### (4) 要介護認定について

##### ア 要介護認定ソフトの改訂について

要介護認定における一次判定については、①痴呆性高齢者が低く評価されているのではないかと、②在宅における介護の状況を十分に反映していないのではないかと、などの指摘があることから、平成12年8月に「要介護認定調査検討会」を設置し、一次判定の仕組みについて専門的・技術的な検討を行っている。

本検討会での議論を踏まえ、平成13年2月～6月に全国で「高齢者介護実態調査」を行ったところである。

また、平成13年11月～14年1月に全国の自治体において「要介護認定に関する調査」に御協力をいただいたところであり、今後は、当該各種調査結果を踏まえながら、要介護認定ソフト（改訂版）についての具体的な検討を行っていく予定である。

なお、平成14年度については、要介護認定モデル事業の実施及び15年度からの全国市町村における要介護認定ソフト（改訂版）の円滑導入の準備について協力願いたい。

さらに、要介護認定ソフトの改訂に伴い、認定支援ネットワークについても、システム変更を要することとなるため、既に昨年12月の「認定支援ネットワークに関する現況調査」により使用機器等の現況について報告いただいたところであるが、今後、当該変更作業においては、各自治体における情報公開等の観点も踏まえ検討をすすめる予定であるので、引き続き円滑な変更作業について協力願いたい。

なお、現ネットワークにおいては、年齢、保険者番号、被保険者番号（送信は任意）及び指定居宅介護支援事業者等番号（送信は任意）を暗号化する等の対応を行っているので了知いただきたい。

##### イ 要介護認定二次判定変更事例集Vol. 2について

要介護認定における最終判定は二次判定であることから、その重要性に鑑み、全国の有識者を中心に御検討いただいたうえで、二次判定において一次判定の結果を

変更した事例をとりまとめ、要介護認定二次判定変更事例集Vol. 2を作成した。

これは、要介護度の変更にいたる検討過程や変更理由を可能な限り明らかにして全国の関係者間で共有することにより、今後の審査判定の運用の一層の明確化をはかるための参考資料を提供しようとするものである。

さらに、事例の取りまとめに際し、「要介護認定における留意点について」（参考資料参照）をまとめたので、今後ともより適正な要介護認定業務を実施されたい。

#### ウ 更新認定における有効期間について

更新認定における有効期間については、原則6月間としながらも、市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合には、3月間～12月間の範囲内で有効期間の延長又は短縮を可能としている旨、全国介護保険担当課長会議において周知してきたところである。

平成13年9月申請分について認定支援センターへ送信いただいた要介護認定等の結果の集計では、約6割の事例で12ヵ月間に延長されているところであるが、引き続き、申請者の状態が安定して継続すると判断できる場合には、有効期間の延長について事務局から認定審査会に対して意見を求めるなど、延長の是非について検討されたい。

#### エ 認定調査員等研修事業について

認定調査員等研修事業については、都道府県において実施しているところであるが、今年度は、「介護認定審査会運営研修」を新たに設け、審査判定の一層の適正化を図られるようお願いしているところである。

平成14年度予算（案）においても、研修事業に係る所要額を計上したところであり、本研修を始め、種々の研修事業を活用し、要介護認定等がより円滑かつ適切に実施されるよう、積極的な取組みをお願いしたい。

(参 考)

**障害老人自立度・痴呆性老人自立度類型別審査判定結果の分布**  
 (平成12年度に申請があったもので平成13年11月末までに認定支援センターへ報告されたものを集計)

全体

		審査判定結果								合計	参考 (件数)
		非該当	要支援	要介護							
				1	2	3	4	5			
一 次 判 定	非該当	57.2	40.0	2.7	0.1				100.0	98,540	
	要支援	0.9	67.1	30.4	1.4	0.1			100.0	582,772	
	要 介 護	1		7.5	69.9	20.5	2.0	0.1		100.0	1,312,721
		2		0.4	8.4	71.6	18.2	1.2	0.1	100.0	671,393
		3			0.2	6.8	68.1	22.1	2.8	100.0	571,669
		4				0.3	7.5	73.9	18.3	100.0	555,510
		5				0.1	1.4	11.3	87.3	100.0	494,726
<b>総計</b>									<b>4,287,331</b>		

※数値は横計の% (参考を除く。)

**障害老人の日常生活自立度 (自立、J、A) かつ痴呆性老人の日常生活自立度 (Ⅲ、Ⅳ、M) の者**

		審査判定結果								合計	参考 (件数)
		非該当	要支援	要介護							
				1	2	3	4	5			
一 次 判 定	非該当	12.5	61.9	20.9	3.4	0.9	0.3		100.0	320	
	要支援		15.8	66.7	14.3	2.9	0.2		100.0	14,580	
	要 介 護	1		0.1	31.3	55.3	12.7	0.6		100.0	124,050
		2			0.3	49.5	45.4	4.3	0.4	100.0	116,603
		3				2.1	73.0	22.5	2.4	100.0	92,262
		4				0.2	10.0	78.2	11.6	100.0	35,604
		5				0.1	4.1	27.0	68.8	100.0	7,336
<b>総計</b>									<b>390,755</b>		

※数値は横計の% (参考を除く。)

## (5) 介護報酬の見直しについて

平成15年4月からの第2期事業計画期間に向けた介護報酬の見直しについては、昨年10月に「社会保障審議会・介護給付費分科会」を立ち上げ、介護サービスの提供に係る委員のほか、市町村など費用負担に係る委員、利用者や学識者など、幅広い委員の方々のご参加をいただき、介護報酬の個々の論点について審議を行っているところである。

介護報酬の見直しにあたっては、サービスの実施状況等を踏まえ、その問題点を整理する機会と考えており、

- ① 現行のサービスの適切な評価
- ② 在宅の重視
- ③ 保険財政への影響を踏まえた効率的・適正化
- ④ 介護保険サービス相互間の整合・介護保険と医療保険の整合

など、多角的な視点から御議論いただくとともに、関係事業団体からのヒアリング等の機会を通じて、幅広い検討が進められると考えている。

今後の具体的な審議スケジュールについては、本年7月を目途に報酬骨格を設定し、平成15年1月に新単価の諮問・答申、同年4月に改定を行う予定を考えている。また、報酬骨格の設定後、平成14年度中に審査支払システムの設計変更を準備する予定である。

社会保障審議会 介護給付費分科会 審議スケジュール

年月	分科会における審議	備考
H13.10	○第1回(10月22日) ・介護保険制度実施状況 等	H13.10 介護事業経営概況調査 の実施
	○審議第1ラウンド(H13.11～H14.4) (1月に1回程度のペース) 各介護保険サービスについて順次、報酬 に関する論点をひとつとおり議論	
	(第1ラウンドのこれまでの審議状況)	
11	・第2回(11月5日) - 介護保険制度実施状況 等 - 介護報酬(訪問介護、訪問入浴介護、通所介 護、通所リハビリ)	
12	・第3回(12月10日) - 長期入院への対応 - 介護報酬(介護老人福祉施設、居宅介護支援)	
H14.1	・第4回(1月23日) - 介護報酬(介護療養型医療施設、訪問看護等)	
4	○関連事業団体からのヒアリング	H14.4 ・介護事業経営概況調 査の結果報告 ・介護事業経営実態調 査の実施
5	○審議第2ラウンド	
6	○総括議論	
7	○介護報酬骨格設定 ----->	審査支払システムの システム設計変更 (H14.7～H15.3)
秋	○介護報酬新単価の設定に向けて議論	介護事業経営実態調査 の結果報告
H15.1	○介護報酬新単価の諮問・答申	
H15.4	介護報酬改定	新システムへの移行